暫定プランの取扱いについて

~令和5年8月版~

江南市 健康福祉部 高齢者生きがい課 介護給付グループ

暫定プランの作成が必要なのはどんな時?

暫定プランとは、要介護・要支援認定申請者が、認定結果が確定する前にサービス利用 を希望している場合に作成するケアプランのことです。

(ケース1)新規申請中の方で、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合

(ケース2)区分変更申請中の方で、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合

(ケース3)更新申請の認定結果が、認定有効期間中に確定しない 場合

- ①見込みの介護度を決定する。
- ②見込みの介護度に対応する「居宅届」を市へ提出する。
- ③「一連の業務」を行い、暫定プランを作成する。
- ④サービス提供
- ⑤認定結果確定
- ⑥確定プランを作成する。

<暫定プランを作成する前に注意すること>

!認定結果が出る前にサービスを利用する必要があるのか、検討しましょう。

!!認定結果が非該当となったり、想定した介護度と異なった場合は、自己負担額が増える可能性があることを、利用者や家族にあらかじめ十分に説明を行いましょう。

- ①見込みの介護度を決定する。
 - 見込みの介護度が要介護の場合
 - ⇒ 居宅介護支援事業所が暫定プランを作る
 - 見込みの介護度が要支援の場合
 - ⇒ 包括支援センターが暫定プランを作る

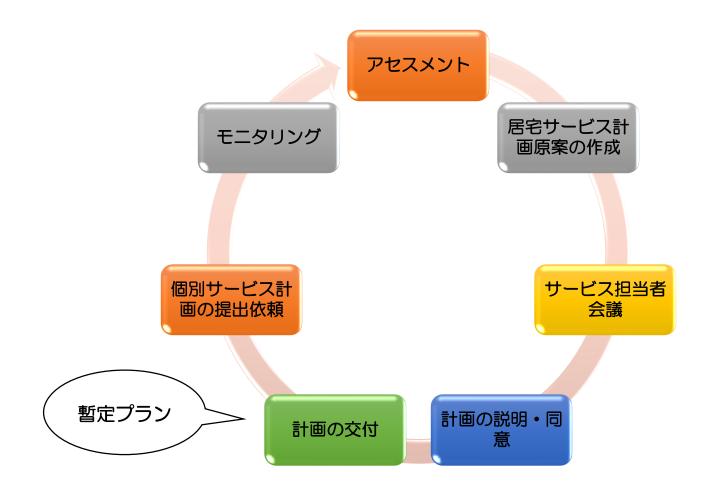
<ポイント>

要介護か要支援か判断に迷う場合は、居宅介護支援事業所と包括支援センターが相互に連携を図ること。

②見込みの介護度に対応する「居宅届」を市へ提出する。

- 「居宅届」の右上欄外に赤字で『暫定』と記入する。
- ・(ケース2)では、見込みの介護度が区分変更申請前と同じ区分(要支援・要介護)であれば「居宅届」を提出する必要はない。
- ・(ケース3)では、見込みの介護度が更新申請前と同じ区分(要支援・要介護)であれば「居宅届」を提出する必要はない。

③「一連の業務」を行い、暫定プランを作成する。



4サービス提供

- ⑤認定結果確定 以下の3つのパターンがある。
 - ・ 見込みの介護度どおりの場合
 - 「要支援の中」又は「要介護の中」で見込みの介護度と異なる場合
 - ・要支援と要介護の間で見込みの介護度と異なる場合

- ⑥確定プランを作成する。
- ~見込みの介護度どおりの場合~
- I サービス変更なし
 - 「一連の業務」は省略可
 - 暫定プランを見え消しで修正し、確定プランとすることも可
 - ・確定プランについて利用者に説明し同意を得る (第1表や支援経過に記録)
- Ⅱ サービス変更あり
 - 「軽微な変更」の場合は「I」と同様の取扱いとする (「軽微な変更」とした理由を確定プランの第1表や支援経過に記録)
 - 「軽微な変更」でない場合は速やかに「一連の業務」を行い、確定 プランを作成する。

- ~「要支援の中」又は「要介護の中」で見込みの介護度と異なる場合~ Ⅲ サービス変更なし
 - 「軽微な変更」に準ずると考え、「I」と同様の取扱いとする (「軽微な変更」に準ずる取扱いとしたことを確定プランの第1表や 支援経過に記録)
- Ⅳ サービス変更あり
 - ・速やかに「一連の業務」を行い、確定プランを作成する。

- ~要支援と要介護の間で見込みの介護度と異なる場合~
- Ⅴ 見込み「要介護」→結果「要支援」の場合
 - 居宅介護支援事業所は、速やかに包括支援センターに連絡する。
 - 包括支援センターは「一連の業務」を行い、以降のプランを作成する。
 - 暫定プランでサービス利用していた間の確定プランは「自己作成」 とする。
 - 暫定プランを作成した居宅介護支援事業所が「自己作成」の居宅届を 市へ提出する。
 - 暫定プランを作成した居宅介護支援事業所が要支援の確定プランを作成し、包括支援センターのチェックを受けたのち、給付管理票・サービス利用票・サービス利用票別表と共に市へ提出する。

- ~要支援と要介護の間で見込みの介護度と異なる場合~
- Ⅴ 見込み「要介護」→結果「要支援」の場合 《つづき》
 - ※ただし、暫定プランを作成する時に、包括支援センターと密に連携を とっており、包括支援センターから委託を受けることができる場合は 「自己作成」としないこともできる。
 - ※ここでいう「密に連携をとる」とは、見込みの介護度を決定しアセスメントを行った時点で、包括支援センターにアセスメント結果(基本情報・フェイスシート)を提供することをいう。

- ~要支援と要介護の間で見込みの介護度と異なる場合~
- Ⅵ 見込み「要支援」→結果「要介護」の場合
 - 包括支援センターは、速やかに利用者が居宅介護支援事業所と契約で きるように支援する。
 - ・居宅介護支援事業所は「一連の業務」を行い、以降のプランを作成する。
 - 暫定プランでサービス利用していた間の確定プランは「自己作成」 とする。
 - 包括支援センターが「自己作成」の居宅届を市へ提出する。
 - ・包括支援センターが暫定で利用したサービスの確定プラン(要介護)を 作成し、給付管理票・サービス利用票・サービス利用票別表と共に市 へ提出する。

- ~要支援と要介護の間で見込みの介護度と異なる場合~
- Ⅲ 見込み「要支援」→結果「要介護」の場合
 - (包括支援センターから居宅介護支援事業所が委託を受けて暫定の介護)
 - 予防サービス計画を作成している場合)
 - ※居宅介護支援事業所が「一連の業務」を行っているため、「自己作成」としないことができる。